

被保険者証について

1. 準備要介護認定期間中の被保険者証の交付

要介護・要支援認定を受けた者については、支給限度額が決定する予定の平成12年1月以降に被保険者証を交付することが望ましいと考えられる。なお、居宅介護支援事業者を決め、実際に平成12年4月以降の介護サービス計画を作成するのも、概ね平成12年1月以降になるものと考えられる。要介護認定と同時に被保険者証を交付してもよいが、この場合、支給限度額が決定した後に被保険者証に支給限度額を記入するなどの事務が生じる。

また、要介護認定を受けていない者については、平成12年3月に被保険者証を一斉に交付することで差し支えない。

なお、被保険者証については8月に省令に位置付け確定させる考えであるので、印刷等についてはそれ以降に行われたい。

2. 記載事項

有効期限

被保険者証の有効期限は6年以内で市町村が任意に定める。

①有効期限を一律に定める（例：15年3月31日）

②被保険者ごとに定める（例：12年10月1日資格取得の場合、有効期限は15年9月末日、13年9月1日資格取得の場合、有効期限は16年8月末日等）

①または②のいずれの方法でも差し支えない。

被保険者番号

10桁とし、右詰めの数字で記載する。

住所

郵便番号を付しても差し支えない。

交付年月日

被保険者証を実際に交付した年月日を記載する。準備認定期間中も同様とする。

保険者番号

6桁とし、府県番号2桁、市町村番号3桁、検証番号1桁とする。

要介護状態区分等

要支援・要介護1・・・要介護5と記載する。

認定年月日

市町村が認定した年月日を記載する。準備認定期間中も同様とする。

認定の有効期間

始期は12年4月1日とする。

訪問通所（院）サービス支給限度額

要介護度に応じた1か月分の限度額（点数）を記載する。

うち、種類支給限度額

種類支給限度額を設定しない市町村においては、欄を設けなくてもよい。
種類支給限度額を設定する市町村においては、種類の数だけ欄を設ける。

短期入所サービス支給限度額

要介護度に応じた期間と限度額（日数）を記載する。

家族介護により、短期入所サービスの枠を拡大した場合には、本来の支給限度額に合算した額を記載する。

認定審査会意見等

サービスの種類指定を含む

例：介護保険施設以外、療養型病床群

給付制限

「支払方法変更」（償還払い化（給付の一時差止め））

「給付額の減額」（9割給付→7割給付 等）

「保険給付の差止」（2号被保険者に対する償還払い化及び給付の一時差止め）

と記載する。

居宅介護支援事業者名・事業所名

居宅介護支援事業者、基準該当居宅介護支援事業者以外の介護サービス計画の場合は、「自己作成等」と記載する。

（市町村の判断でこの欄を増やすことは可能）

介護保険施設種類・名称

介護保険施設が被保険者の入退所時に記載する。

*バウチャーを発行する市町村については、支給限度額の欄に「うちバウチャー切り分け欄」を設ける。

注意事項

縦書きを横書きにしても差し支えない。

被保険者証について

表面

介護保険被保険者証 (一)							
有効期限	平成 年 月 日						
被 保 険 者	番 号						
	住 所						
	フリガナ						
	氏 名						
	生年月日	明・大・昭 年 月 日 男・女					
交付年月日	平成 年 月 日						
保険者番号並びに保険者名称及び印	<table border="1" style="width: 100%; height: 30px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>						

(二)	
要介護状態区分等	認定決定年月日 平成 年 月 日
認定の有効期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
訪問通所(院)サービス	区分支給限度額 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 1ヶ月あたり
うち種類支給限度額	サービス種類
	種類支給限度額
短期入所サービス	区分支給限度額 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (介護保険法施行規則第0条第0項により 日×0= 日)
認定審査会意見等	

(三)	
給付制限	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
居宅介護支援事業者名・事業所名	届出年月日 平成 年 月 日
居宅介護支援事業者名・事業所名	届出年月日 平成 年 月 日
備考 介護保険施設が被保険者の入退所時に記載する	
介護保険施設等	種類 名称 入所年月日 平成 年 月 日 退所年月日 平成 年 月 日
	種類 名称 入所年月日 平成 年 月 日 退所年月日 平成 年 月 日

(四)

注意事項

- 一 介護サービスを受けようとするときは、あらかじめ市町村の窓口で要介護認定又は要支援認定を受けてください。
- 二 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口へ提出してください。
- 三 病院、診療所、介護老人保健施設又は訪問看護若しくは訪問リハビリテーションを行う事業所から介護サービスを受けられる場合は、この証に老人保健の健康手帳を添えて、事業者又は介護保険施設へ提出してください。
- 四 認定の有効期間を経過したときは、保険給付ができませんので、経過する六十日前から三十日前までの間に市町村にこの証を提出し、更新を受けてください。
- 五 介護サービスを受けるときに支払う金額は、介護費用（入院又は入所時に食事に要する費用を除く。）の一分で

(五)

（居宅介護支援サービスの利用支払額はありません。）また、入院又は入所時における食事に要する費用については、一日につき定額の標準負担額となります。

ただし、居宅サービスについては、あらかじめ居宅介護支援業者に介護サービス計画の作成を依頼し、その旨を市町村に届け出るか、自ら介護サービス計画を作成し、市町村に届けた場合に限ります。これらの手続きをしない場合は、給付は市町村からの事後払いになります。

- 六 居宅サービスには給付の限度額が設定されます。
- 七 認定審査会意見等欄に記載がある場合は、その事項に留意してください。また、利用できるサービスの指定がある場合は、当該サービス以外は給付を受けられません。
- 八 死亡、転出等の理由により、被保険者の資格がなくなったときは、直ちにこの証を市町村に返してください。

(六)

- 九 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 十 被保険者証の有効期間を経過したときは、この証を使用することはできませんので、速やかに、市町村に提出して、検認又は更新を受けてください。
- 十一 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 十二 災害等特別の事情がないのに保険料を滞納したときは、給付を市町村からの事後払いとする措置（支払方法変更）、利用時支払額を三割とする措置（給付額減額等）等を受ける場合があります。

表面 (1) (2) (3)

介護保険証	要介護認定情報 等	居宅介護支援 事業者名等
被保険者氏名		
保険者名称等		

裏面 (6) (5) (4)

注意事項	注意事項	注意事項
3	2	1

○ 証の大きさ

	介護		国保
縦	1 2 8 ミリ	縦	1 2 8 ミリ
横	2 7 3 ミリ	横	2 7 3 ミリ
両面	6 面	両面	6 面

- 6面を基本とし、市町村の任意により面を増やすことは可能とする。
- 要介護・要支援認定のごとに被保険者証に認定事項等を手書きで記入するか、証を回収して新規に交付するかは、市町村の任意とする。